

日光市障がい者計画

(第3期計画)

(令和4(2022)年度～令和6(2024)年度)



日光市障がい福祉支援マスコットキャラクター きすげ

©日光市／画：日光観光大使 一葵さやか

令和4(2022)年3月

日光市

はじめに



日光市では、平成 29 年度に「日光市障がい者計画（第 2 期計画）」を策定し、これまで「障がいへの理解、啓発及び虐待防止の推進」「地域での自立生活への支援」「安全・安心な生活環境の推進」「生きがいある生き方への支援」を基本目標とし、福祉、保健、医療、生活環境の整備など幅広い分野にわたり、障がい福祉施策を推進してまいりました。

その間、障がいのある方々を取り巻く環境は大きく変わり、地域で安心して暮らすための課題も大きく変化しています。今後、さらなる障がい者施策を充実させるため、令和 4 年度から 3 か年を計画とした「日光市障がい者計画（第 3 期計画）」を策定しました。

この計画では「親なき後」に備え、相談支援体制の確保や一人暮らし体験の機会の創出などの取り組み、また、支援する専門人材の育成や地域で支える体制を構築し、障がいのある方とその家族が安心して生活できる環境づくりを進めていく施策を盛り込みました。また「SDGs の推進」の概念については、本計画から新たに盛り込んだもので、17 のゴールと、本計画の取組みに通じる 6 つの目標を記載しております。

今後は、この計画を福祉関係団体や関係機関と共有し、障がいのある人もない人も、互いに認め合いながら、ともに生活する社会を目指すほか、全ての人がいきいきと暮らすことができるまちづくりを進めてまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、この計画を策定するにあたりご尽力を賜りました日光市障がい者自立支援協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメント等で貴重なご意見をいただきました市民の皆様や関係団体の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和 4 年 3 月

日光市長 粉川 昭一

目次

第1章 計画の概要と策定の前提

1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置づけと期間	
(1) 計画の法的根拠	3
(2) 他の計画との関連	3
(3) SDGsの推進	4
(4) 計画の期間	5
3. 計画の対象者と用語の使い方	6

第2章 日光市の障がいのある人の現状と課題

1. 統計からみる市の現状	
(1) 人口と世帯の状況	7
(2) 障害者手帳所持者の状況	8
(3) 身体障がいのある人の状況	9
(4) 知的障がいのある人の状況	11
(5) 精神障がいのある人の状況	12
(6) 指定難病等受給者数	14
2. アンケート調査からみる障がいのある人の現状	
(1) 調査の概要	15
(2) 調査結果（抜粋）	16
3. 第2期計画の現状と課題	
〔基本目標1〕「障がい」への理解、啓発及び虐待防止の推進	28
〔基本目標2〕地域での自立生活への支援	30
〔基本目標3〕安全・安心な生活環境の推進	32
〔基本目標4〕生きがいのある生き方への支援	33

第3章 計画の理念と体系

1. 基本理念	34
2. 施策の体系	35

第4章 計画の内容

基本目標1 「障がい」への理解、啓発及び虐待防止の推進	36
基本目標2 地域での自立生活への支援.....	38
基本目標3 安全・安心な生活環境の推進.....	42
基本目標4 生きがいある生き方への支援.....	44

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制	
(1) 庁内の連携体制の整備	46
(2) 国や県、近隣市町との連携	46
(3) 市民との協働による福祉の推進	46
2. 計画の進行管理	47

第1章 計画の概要と策定の前提

1. 計画策定の背景

少子高齢化や核家族化が進み、住民の価値観や生活様式が多様化している現代社会において、障がいのある人もない人も、地域で安心して生活ができる住みやすい街づくりが求められています。

本市においては、全ての市民が地域の一員としてそれぞれの尊厳を保障し、いきいきと安心して暮らせるよう、「ソーシャル・インクルージョン[※]」の理念を基本とした福祉施策を推進してきました。そして、この共通の基本理念のもとに、「自分らしく・のびやかに共に生きるまち・にっこう」を目指して平成19(2007)年に「日光市障がい者計画」を策定しました。また、平成29(2017)年3月から『みんなが“ニッコリ”助け合い、“ホッ”と安心できるまち』を基本理念に「日光市障がい者計画（第2期計画）」を策定し、市民だけではなく、豊富な観光資源を有する国際観光文化都市として、本市を訪れる人も含めた誰もが幸せを感じ、障がいのある人もない人も“ニッコリ”と笑顔があふれ“ホッ”と安心して暮らすことができるよう取り組んでまいりました。

国では、平成23(2011)年の「障害者基本法」の改正に始まり、「障害者の虐待の予防と早期発見、及び養護者への支援を講じるための法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）、「障害者自立支援法」の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）への改正、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）の施行、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）の成立と「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）の改正、「障がいのある人が文化芸術を鑑賞・参加・創造するための環境整備やそのための支援を促進するための法律」（以下「障害者文化芸術活動推進法」という。）の施行、国連におけるSDGs（持続可能な開発目標）の採択、また、令和3(2021)年9月には、医療的ケア児[※]の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とした「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されるなど、障がいのある人を取り巻く環境及び施策は大きく変化しています。

こうした新たな国の障がい者施策の動向を踏まえ、本市では「日光市障がい者計画（第2期計画）」が令和3(2021)年度に終了することから、今後さらなる障がい福祉施策の推進を図るべく、「日光市障がい者計画（第3期計画）」（以下「本計画」という。）を策定します。

※ソーシャル・インクルージョンとは？

全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う理念のことです。障がいのある人を社会から隔離したり排除したりするのではなく、地域の中で助け合って生きていこうという考え方です。

※医療的ケア児とは？

医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童のことです。

2. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の法的根拠

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき策定を義務付けられた法定計画であり、障がいのある人のための施策に関する基本的な考え方や、方向性を定めるためのものです。

■障害者基本法における障がい者計画の位置づけ

(障害者基本計画等)

第11条第3項 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

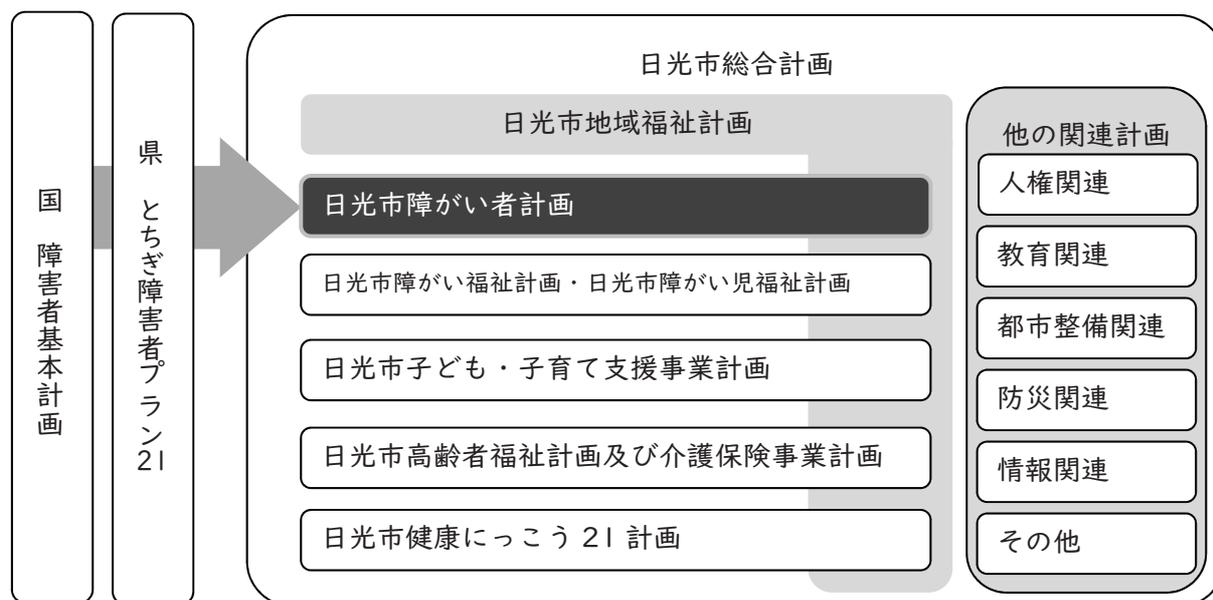
(2) 他の計画との関連

本計画は、本市におけるまちづくり計画の上位計画である「総合計画」の個別計画の一つであり、総合計画に掲げる日光市の都市像の実現に向け、障がい者施策の観点からその具体化を図る計画として位置づけます。

また、障がい者福祉をはじめ児童福祉や高齢者福祉等の福祉に関連する本市の計画を包括する、「日光市地域福祉計画」との整合を図り、福祉の共通理念のもと福祉施策の推進に向けた取り組みを行っていく必要があります。

このため、総合計画との整合性をはじめ、他の関連計画との施策内容と調整を図ったものとしています。

■計画の位置づけ



(3) SDGsの推進

SDGs (Sustainable Development Goals の略) とは、平成 27 (2015) 年 9 月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた目標で、17 の大きな目標と、それらを達成するための具体的な 169 のターゲットで構成されています。

経済、社会、環境の課題を統合的に解決するため、国際社会全体がそれぞれの責任と役割において行動していくための「道しるべ」として定められ、その基本理念には、世界中の誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の形成が掲げられています。

SDGs の目標は、障がいのある人を含めた「誰一人取り残さない」ことであり、17 の目標のうち 6 つの目標 (下記) は本計画の取り組みにも通じるものがあります。よって、本計画の目標とする「ソーシャル・インクルージョン」の実現を目指し、SDGs の目標達成にも貢献できるよう、計画を推進していきます。



3 すべての人に健康と福祉を



4 質の高い教育をみんなに



8 働きがいも経済成長も



10 人や国の不平等をなくそう



11 住み続けられるまちづくりを



16 平和と公正をすべての人に

(4) 計画の期間

本計画の期間は令和4(2022)年度から令和6(2024)年度までの3年間とします。

なお、今後の制度改革の動向や社会情勢の変化等に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行うものとします。

[障がい福祉分野に関連する市の計画]

平成30 (2018) 年度	令和1 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
障がい者計画 (第2期)			障がい者計画 (第3期)			障がい者計画 (第4期) (予定)			障がい者計画 (第5期) (予定)		
障がい福祉計画 (第5期)		障がい福祉計画 (第6期)		障がい福祉計画 (第7期) (予定)		障がい福祉計画 (第8期) (予定)					
障がい児福祉計画 (第1期)		障がい児福祉計画 (第2期)		障がい児福祉計画 (第3期) (予定)		障がい児福祉計画 (第4期) (予定)					

※障がい福祉計画・障がい児福祉計画とは？

国の基本指針に基づき、障がいのある人 又は障がいのある児童の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、その提供体制の確保を図るための計画であり、障がい者計画の実施計画にあたる計画です。

それぞれ、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」にあたり、障がい者計画の実施計画に相当する計画です。

3. 計画の対象者と用語の使い方

本計画の障がいのある人の範囲は、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい※、高次脳機能障がい※を含む。）、難病その他の心身の機能に障がいのある人で、障がい及び社会的障壁※により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とします。

また、障がいの有無を問わず、障がいや障がいのある人に対する理解や支援等の促進を図るため、対象者は全市民とします。

なお、本計画では、法律上の名称や慣用的な表現などを除き、「障害」を「障がい」、「障害者」を「障がいのある人」として表記し、本計画の「児童」については、乳児・幼児を含めた18歳以下の人としています。

※発達障がいとは？

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障害がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。（発達障害支援法第2条より）

※高次脳機能障がいとは？

病気や交通事故など、様々な原因によって脳に損傷をきたしたために生ずる、言語能力や記憶能力、思考能力、空間認知能力などの認知機能や精神機能の障がいです。

身体障がいを伴わない場合も多いため、外見上では分かりにくいことから、周囲の理解が得られにくく、日常生活や社会生活上で困難を感じる場合があります。

※社会的障壁とは？

障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送るうえで支障となる事柄を示します。（通行しにくい道路、利用しにくい制度、障がいのある人を意識していない習慣や文化など、障がいのある人への偏見など）

第2章 日光市の障がいのある人の現状と課題

1. 統計からみる市の現状

(1) 人口と世帯の状況

人口についてみると、令和3(2021)年で79,820人となっており、平成29(2017)年と比べると4,625人減少しています。

世帯数及び一世帯人員の推移についてみると、世帯数は概ね横ばいとなっており、令和3(2021)年で36,610世帯となっています。一方で、一世帯あたりの人数は年々減少していることから、世帯の小規模化が進んでいることがうかがえます。

■人口の推移

区分	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)
総人口	84,445	83,217	82,199	80,981	79,820
男性	41,226	40,607	40,126	39,591	39,051
女性	43,219	42,610	42,073	41,390	40,769
世帯数	36,412	36,414	36,477	36,544	36,610
1世帯あたりの人口	2.32	2.29	2.25	2.22	2.18

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数についてみると、平成31(2019)年から令和3(2021)年にかけて減少しています。

障がいの種別をみると、身体障害者手帳所持者は減少しているものの、療育手帳所持者は5年間で59人、精神障害者保健福祉手帳（以下、精神障害者手帳という。）所持者は130人増加しています。

障害者手帳所持者数の対人口比についてみると、3種障害者手帳の所持者は令和3年で6.34%となっています。総人口の減少から、今後も増加していくことが予想されます。

■障害者手帳所持者数の推移

区 分	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)
身体障害者手帳	3,880	3,865	3,950	3,827	3,643
療育手帳	764	775	792	799	823
精神障害者保健福祉手帳	467	494	519	566	597
合 計	5,111	5,134	5,261	5,192	5,063
総人口	84,445	83,217	82,199	80,981	79,820
対人口比(%)	6.05	6.17	6.40	6.41	6.34

資料：日光市社会福祉課（各年4月1日現在）

(3) 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳所持者についてみると、令和3(2021)年は3,643人で平成29(2017)年に比べると、237人減少となっています。

年齢別構成をみると、65歳以上が75.7%と最も多く、高齢化の影響がうかがえます。
部位別構成をみると、肢体不自由が最も多く、次いで内部障がい※が多くなっています。
等級別構成では、重度者である1級が最も多く、次いで4級が多くなっています。

■身体障がいのある人の年齢別構成

区 分	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)
18歳未満	40	40	41	36	38
18歳～64歳	978	940	932	879	847
65歳以上	2,862	2,885	2,977	2,912	2,758
合 計	3,880	3,865	3,950	3,827	3,643
総人口	84,445	83,217	82,199	80,981	79,820
対人口比	4.59	4.64	4.80	4.72	4.56
手帳所持者の高齢化率(%)	73.76	74.64	75.36	76.09	75.70

資料：日光市社会福祉課（各年4月1日現在）

※内部障がいとは？

心臓機能障がい、呼吸器機能障がい、じん臓機能障がい、肝臓機能障がい、ぼうこう・直腸機能障がい、小腸機能障がい及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいのことです。

■身体障がいのある人の部位別構成

区 分	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)
視覚	271	269	273	270	265
聴覚・平衡	369	375	385	360	337
音声・言語・そしゃく	33	35	41	43	41
肢体不自由	1,827	1,802	1,810	1,746	1,658
内部	1,200	1,200	1,257	1,230	1,170
複合	180	184	184	178	172
合 計	3,880	3,865	3,950	3,827	3,643

資料：日光市社会福祉課（各年4月1日現在）

■身体障がいのある人の等級別構成

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
18歳未満	13	9	7	5	3	1	38
18歳～64歳	276	155	91	178	78	69	847
65歳以上	903	332	389	731	179	224	2,758
合計	1,192	496	487	914	260	294	3,643
(%)	32.72	13.61	13.37	25.09	7.14	8.07	100.0

資料：日光市社会福祉課（令和3年4月1日現在）

(4) 知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者数についてみると、平成29(2017)年以降増加傾向にあり、過去5年間で59人増加しており、等級別構成では軽度(B2)が最も多くなっています。

また、18歳未満の手帳所持者は減少してきていますが、65歳以上の手帳所持者が増加していることをみると、高齢化の影響がうかがえます。

■知的障がいのある人の年齢別構成

区 分	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)
18歳未満	157	150	151	152	149
18歳～64歳	527	543	553	554	574
65歳以上	80	82	88	93	100
合 計	764	775	792	799	823
総人口	84,445	83,217	82,199	80,981	79,820
対人口比	0.90	0.93	0.96	0.99	1.03
手帳所持者の高齢化率(%)	10.47	10.58	11.11	11.64	12.15

資料：日光市社会福祉課（各年4月1日現在）

■知的障がいのある人の等級別構成

区分	A1 (最重度)	A2 (重度)	A	B1 (中度)	B2 (軽度)	B	合計
18歳未満	14	25	0	32	78	0	149
18歳～64歳	97	119	0	181	176	1	574
65歳以上	10	49	0	30	10	1	100
合計	121	193	0	243	264	2	823
(%)	14.70	23.45	0.00	29.53	32.08	0.24	100.0

資料：日光市社会福祉課（令和3年4月1日現在）

(5) 精神障がいのある人の状況

精神障害者手帳所持者数についてみると令和3(2021)年は597人で、平成29(2017)年に比べると130人増加となっています。

等級別構成をみると2級が最も多くなっていますが、1級の手帳所持者は過去5年で39人の増加、3級は22人の増加となっております。

自立支援医療(精神通院)※受給者数の推移をみると、令和3(2021)年は1,005人と、過去5年間で最多となっております。

日常生活の中で生じてくる様々な問題や出来事、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う日常生活様式の変化などによるストレスなどから、心の健康に問題のある人が増えていることが要因と考えられます。

■精神障がいのある人の等級別構成

区 分	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)
1級	87	116	112	122	126
2級	280	299	327	345	349
3級	100	79	80	99	122
合 計	467	494	519	566	597
総人口	84,445	83,217	82,199	80,981	79,820
対人口比(%)	0.55	0.59	0.63	0.70	0.75

資料：日光市社会福祉課（各年4月1日現在）

■精神障がいのある人の年齢別構成

区分	1級	2級	3級	合計
18歳未満	1	5	3	9
18歳～64歳	89	293	99	481
65歳以上	36	51	20	107
合計	126	349	122	597
(%)	21.11	58.45	20.44	100.0

資料：日光市社会福祉課（令和3年4月1日現在）

■自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

区分	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)
自立支援医療（精神通院）	948	907	833	868	1,005
対人口比(%)	1.12	1.09	1.01	1.07	1.26

資料：日光市社会福祉課（各年4月1日現在）

※自立支援医療（精神通院）とは？

統合失調症や精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む。）を患い、継続的な通院が必要な病状にある人に対し、その通院医療に係る自立支援医療費を支援するものです。

精神障害者手帳を所持していない人でも受けることができるため、手帳を所持している人以外に、精神的な病気を抱えている人がどれくらいいるかを知ることができます。

(6) 指定難病等受給者数

指定難病特定医療費受給者証及び小児慢性特定疾患医療費受給者証をお持ちの方で、日光市指定難病患者見舞金（以下、指定難病見舞金という。）の支給を受けている人は令和3(2021)年は633人となっており、平成29(2017)年と比べ大きな変動はなく11名増加となっています。

特定疾患の対象は、指定難病と小児慢性特定疾病であり、令和3(2021)年4月現在、指定難病は333疾病、小児慢性特定疾病は762疾病となっています。

■指定難病等受給者数の推移

区 分	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)
18歳未満 (小児慢性特定疾病)	57	57	67	63	60
18歳以上 (指定難病)	565	549	569	590	573
合 計	622	606	636	653	633
総人口	84,445	83,217	82,199	80,981	79,820
対人口比(%)	0.74	0.73	0.77	0.81	0.79

資料：日光市社会福祉課（各年3月31日現在の日光市指定難病患者見舞金支給数）

2. アンケート調査からみる障がいのある人の現状

(1) 調査の概要

① 調査の目的

「日光市障がい者計画（第3期計画）」を策定するにあたり、市内の障がいのある人の実情やニーズ等から「日光市障がい者計画（第2期計画）」の成果と課題を把握し、施策方針を定める際の基礎データとして活用するため、アンケート調査を行いました。

② 調査時期及び方法

- 調査地域：日光市全域
- 調査対象：障害者手帳所持者 1,800 人・指定難病患者 200 人（無作為抽出）
- 調査期間：令和 2(2020)年 8 月 1 日～8 月 14 日
- 調査方法：郵送配布・郵送回収による調査

③ 回収結果

配布件数	回収件数	回収率
2,000 件	961 件	48.1%

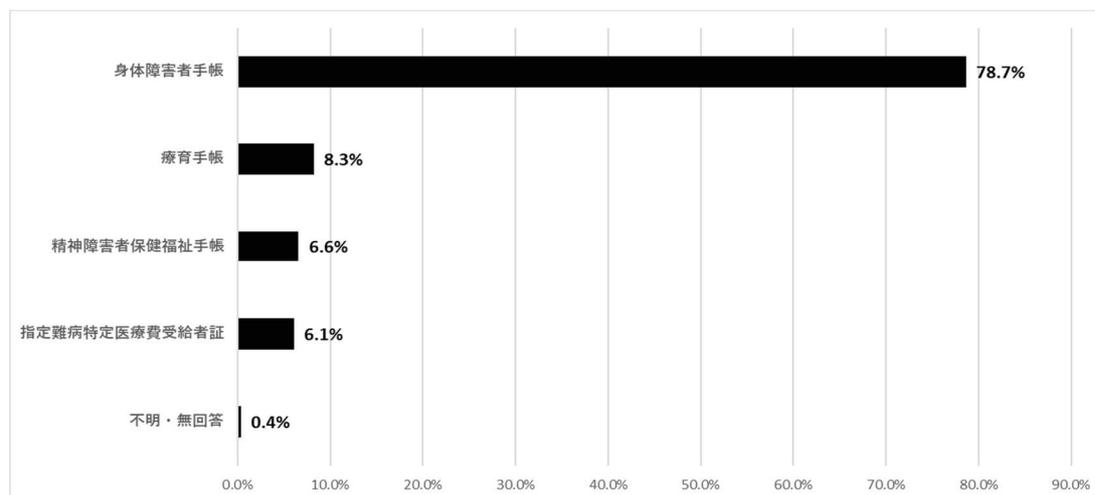
④ 報告書の見方

- ・回答結果の割合（％）は有効サンプル数（集計対象者総数）に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第 2 位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から 1 つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が 100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答（複数の選択肢から 2 つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100.0%を超える場合があります。
- ・図表中において、「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が著しく困難なものです。

(2) 調査結果（抜粋）

①手帳所持者について

障害者手帳・受給者証についてみると、「身体障害者手帳」が78.7%と最も多く、次いで「療育手帳」が8.3%、「精神障害者保健福祉手帳」が6.6%となっています。



日光市は暮らしやすいと思うかについてみると、「どちらかという暮らしやすい」が53.9%と最も多く、次に「どちらかという暮らしにくい」が19.4%、「とても暮らしやすい」が8.1%となっており、全体でみると、6割以上の方に、概ね暮らしやすいと評価していただいております。

	n(人)	とても暮らしやすい	どちらかという暮らしやすい	どちらかという暮らしにくい	暮らしにくい	不明・無回答
全体	961	8.1%	53.9%	19.4%	5.7%	12.8%
身体障害者手帳	800	8.3%	54.8%	18.0%	5.1%	13.9%
療育手帳	84	8.3%	58.3%	17.9%	6.0%	9.5%
精神障害者福祉手帳	67	9.0%	43.3%	31.3%	11.9%	4.5%
指定難病特定医療費受給者証	62	4.8%	48.4%	27.4%	6.5%	12.9%

②住まい・暮らしについて

福祉サービスに関する情報についてみると、「あまり伝わってこない」が42.9%と最も多く、次いで「伝わってきている」が29.5%、「伝わってこない」が17.7%となっています。

障がい種別にみると、いずれの障がいも「あまり伝わってこない」が最も多くなっています。

	n(人)	伝わってきている	あまり伝わってこない	伝わってこない	不明・無回答
全体	961	29.5%	42.9%	17.7%	9.9%
身体障害者手帳	800	30.0%	41.4%	17.5%	11.1%
療育手帳	84	31.0%	47.6%	13.1%	8.3%
精神障害者福祉手帳	67	23.9%	46.3%	26.9%	3.0%
指定難病特定医療費受給者証	62	27.4%	53.2%	16.1%	3.2%

地域で生活するために必要な支援についてみると、「経済的な負担の軽減」が21.1%と最も多く、次いで「在宅で利用できるサービスの充実」が16.1%、「相談支援サービスの充実」が13.8%となっています。

障がい種別にみると、いずれの障がいにおいても「経済的な負担の軽減」が最も多くなっています。

	n(人)	相談支援サービスの充実	在宅で利用できるサービスの充実	生活訓練の充実	職業訓練の充実	働ける場の確保	日中過ごせる場の確保	バリアフリー住宅の確保	グループホームの確保	経済的な負担の軽減	地域の理解と協力	わからない	その他	不明・無回答
全体	961	13.8%	16.1%	2.8%	1.9%	6.2%	6.8%	5.9%	2.8%	21.1%	8.8%	0.6%	2.1%	5.6%
身体障害者手帳	800	13.7%	17.8%	2.7%	1.0%	5.1%	6.8%	6.8%	2.0%	20.9%	8.5%	5.9%	2.4%	6.6%
療育手帳	84	13.6%	6.8%	3.1%	5.8%	13.1%	7.9%	2.1%	9.4%	18.3%	11.0%	5.2%	2.1%	1.6%
精神障害者福祉手帳	67	13.7%	9.4%	3.6%	5.8%	9.4%	8.6%	2.9%	2.9%	24.5%	9.4%	8.6%	0.0%	1.4%
指定難病特定医療費受給者証	62	16.0%	17.9%	2.8%	1.9%	5.7%	2.8%	1.9%	1.9%	24.5%	9.4%	4.7%	0.9%	5.7%

③介護について

支援者の年齢についてみると、「70～79歳」が18.5%と最も多く、次いで「60～69歳」が17.9%、「50～59歳」が14.1%となっています。

障がい種別にみると、身体障がいと難病患者では「70～79歳」が最も多く、知的障がいでは「50～59歳」が、精神障がいでは「60～69歳」が最も多くなっています。

	n(人)	10歳未満	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80～89歳	90歳以上	不明・無回答
全体	747	0.0%	0.1%	1.1%	2.9%	7.1%	14.1%	17.9%	18.5%	7.4%	1.6%	29.3%
身体障害者手帳	588	0.0%	0.2%	0.7%	2.4%	5.8%	12.8%	17.9%	20.1%	7.7%	1.7%	31.0%
療育手帳	67	0.0%	0.0%	4.5%	7.5%	13.4%	22.4%	17.9%	6.0%	0.0%	1.5%	26.9%
精神障害者福祉手帳	49	0.0%	0.0%	2.0%	4.1%	10.2%	12.2%	24.5%	12.2%	8.2%	2.0%	24.5%
指定難病特定医療費受給者証	43	0.0%	0.0%	0.0%	2.3%	11.6%	20.9%	11.6%	23.3%	14.0%	0.0%	16.3%

支援者について感じていることについてみると、「支援者自身の健康に不安がある」が12.6%と最も多く、次いで「緊急時の対応に不安がある」が10.9%、「支援者が高齢であることに不安がある」が10.0%となっています。

障がい種別にみると、身体障がいでは「支援者自身の健康に不安がある」、知的障がいでは「支援者自身の健康に不安がある」・「緊急時の対応に不安がある」、精神障がいでは「精神的な負担が大きい」、難病患者では「代わりに支援を頼める人がいない」が最も多くなっています。

	n(人)	支援者自身の健康に不安がある	代わりに支援を頼める人がいない	緊急時の対応に不安がある	身体的な負担が大きい	精神的な負担が大きい	経済的な負担が大きい	支援者が仕事に出られない	支援者が外出や旅行に出られない	支援者に休養や息抜きの時間がない	支援者が高齢であることに不安がある	その他	特にな	不明・無回答
全体	747	12.6%	8.3%	10.9%	6.7%	8.3%	7.0%	1.7%	5.0%	4.8%	10.0%	0.9%	8.2%	15.7%
身体障害者手帳	588	13.0%	7.9%	10.8%	6.3%	7.8%	6.0%	1.6%	5.2%	5.0%	10.6%	0.8%	8.6%	16.5%
療育手帳	67	13.5%	10.5%	13.5%	7.5%	6.0%	9.0%	3.0%	5.3%	4.5%	5.3%	2.3%	6.0%	13.5%
精神障害者福祉手帳	49	10.8%	5.4%	8.6%	8.6%	14.0%	12.9%	2.2%	2.2%	3.2%	12.9%	1.1%	5.4%	12.9%
指定難病特定医療費受給者証	43	8.8%	12.1%	11.0%	7.7%	11.0%	11.0%	1.1%	5.5%	4.4%	6.6%	0.0%	8.8%	12.1%

④教育・療育について

学校・園生活における問題点についてみると、「特にない」が46.2%と最も多く、次いで「教員・職員の理解が不十分」が11.5%となっています。

障がい種別にみると、身体障がい・知的障がい・難病患者で「特にない」が最も多く、精神障がいでは「友達ができない」が最も多くなっています。

	n (人)	通学・通園の移動が困難	学習サポート体制が不十分	学校・園生活に必要な整備が不十分	身体的な介助が不十分	進路指導が不十分	教員・職員の理解が不十分	児童・生徒（その保護者）の理解が不十分	友達ができない	保護者の同伴を求められる	放課後、過ごす場がない	特にない	その他	不明・無回答
全体	22	3.8%	3.8%	7.7%	0.0%	7.7%	11.5%	7.7%	7.7%	3.8%	0.0%	46.2%	0.0%	0.0%
身体障害者手帳	7	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	14.3%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	57.1%	0.0%	0.0%
療育手帳	13	5.9%	5.9%	5.9%	0.0%	5.9%	17.6%	5.9%	5.9%	5.9%	0.0%	41.2%	0.0%	0.0%
精神障害者福祉手帳	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
指定難病特定医療費受給者証	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%

卒業後の進路希望についてみると、「上級学校に進学したい」が27.3%と最も多く、次いで「まだ考えていない」が22.7%、「訓練や作業指導を受けられる施設に通いたい」が18.2%となっています。

障がい種別にみると、身体障がいでは「まだ考えていない」、知的障がいでは「上級学校に進学したい」、精神障がいでは「企業などへ就職したい」、難病患者では「その他」が最も多くなっています。

	n(人)	訓練や作業指導を受けたい	入所して、訓練などを	企業などへ就職したい	職業訓練校で訓練を受けたい	上級学校に進学したい	その他	まだ考えていない	不明・無回答
全体	22	18.2%	0.0%	13.6%	4.5%	27.3%	13.6%	22.7%	0.0%
身体障害者手帳	7	14.3%	0.0%	14.3%	0.0%	28.6%	0.0%	42.9%	0.0%
療育手帳	13	23.1%	0.0%	7.7%	7.7%	30.8%	15.4%	15.2%	0.0%
精神障害者福祉手帳	1	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
指定難病特定医療費受給者証	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%

⑤仕事・経済面について

現在働いているかについてみると、「働いていない」が56.9%、「働いている（作業所などを含む）」が25.9%となっています。

障がい種別にみると、知的障がいでは「働いている（作業所などを含む）」が「働いていない」を上回っていますが、知的障がいを除くすべての障がいでは「働いていない」が「働いている（作業所などを含む）」を上回っています。

	n(人)	(働いている 作業所などを含む)	働いていない	不明・無回答
全体	961	25.9%	56.9%	17.2%
身体障害者手帳	800	23.0%	59.8%	17.3%
療育手帳	84	59.2%	31.0%	9.9%
精神障害者福祉手帳	67	31.8%	48.5%	19.7%
指定難病特定医療費受給者証	62	19.7%	59.0%	21.3%

今後希望する働き方についてみると、「働きたいとは思わない」が19.2%と最も多く、次いで「一般の会社や団体で働きたい」が12.4%、「将来のことはわからない」が12.0%となっています。

障がい種別にみると、身体障がいと難病患者では「働きたいとは思わない」が、知的障がいでは「一般の会社や団体で働きたい」と「通所施設や作業所などで働きたい」が、精神障がいでは「一般の会社や団体で働きたい」がそれぞれ最も多くなっています。

	n(人)	一般の会社や団体で働きたい	通所施設や作業所などで働きたい	自営業や農業、家庭などを手伝いたい	内職など、自宅でできる仕事など	障がいが重く、働くことができない	働きたいとは思わない	将来のことは分からない	その他	不明・無回答
全体	961	12.4%	4.2%	7.3%	5.9%	11.3%	19.2%	12.0%	4.3%	23.3%
身体障害者手帳	800	9.5%	2.1%	8.4%	6.1%	10.5%	21.4%	11.6%	4.6%	25.8%
療育手帳	84	26.2%	26.2%	3.6%	0.0%	15.5%	3.6%	13.1%	3.6%	8.3%
精神障害者福祉手帳	67	25.4%	4.5%	4.5%	11.9%	9.0%	10.4%	19.4%	3.0%	11.9%
指定難病特定医療費受給者証	62	17.7%	1.6%	1.6%	4.8%	17.7%	21.0%	8.1%	3.2%	24.2%

生活を支えている収入についてみると、「老齢・厚生・障がいなど、各種年金」が46.7%と最も多く、次いで「家族の給与・親戚などの援助」が14.9%、「勤務先からの給料」が12.1%となっています。

障がい種別にみると、すべての障がいで「老齢・厚生・障がいなど、各種年金」が最も多くなっています。

	n(人)	勤務先からの給料	通所施設・作業所からの工賃	家族の給与・親戚などの援助	株や土地などの資産	老齢・厚生・障がいなど、各種年金	障害児福祉手当・特別障害者手当	指定難病等患者見舞金	生活保護費	その他	不明・無回答
全体	961	12.1%	2.9%	14.9%	1.6%	46.7%	3.7%	3.7%	2.4%	1.7%	10.3%
身体障害者手帳	800	12.1%	0.7%	12.9%	1.7%	51.5%	3.1%	2.1%	2.4%	1.8%	11.9%
療育手帳	84	14.6%	16.9%	23.8%	0.8%	25.4%	11.5%	0.8%	2.3%	0.0%	3.8%
精神障害者福祉手帳	67	11.4%	8.0%	22.7%	1.1%	38.6%	1.1%	1.1%	5.7%	3.4%	6.8%
指定難病特定医療費受給者証	62	10.1%	1.0%	16.2%	2.0%	35.4%	1.0%	25.3%	0.0%	2.0%	7.1%

⑥日中の過ごし方について

日中の過ごし方についてみると、「自宅や入所施設で過ごしている」が26.8%と最も多く、次いで「自営業や会社などで仕事をしている」が15.3%、「趣味やスポーツなどしている」が14.9%となっています。

障がい種別にみると、身体障がいと精神障がい、難病患者では「自宅や入所施設で過ごしている」が最も多く、知的障がいでは「作業所などで工賃が出る仕事をしている」が最も多くなっています。

	n(人)	通学・通園している	自営業や会社などで仕事をしている	作業所などで工賃が出る仕事をしている	デイサービスに通っている	就職のために職業訓練を受けている	自宅や入所施設で過ごしている	治療やリハビリを受けている	趣味やスポーツなどしている	地域活動やボランティア	その他	不明・無回答
全体	961	1.7%	15.3%	3.8%	8.4%	0.3%	26.8%	12.4%	14.9%	3.2%	6.5%	6.7%
身体障害者手帳	800	0.7%	15.9%	1.3%	8.3%	0.0%	27.1%	12.8%	16.4%	3.7%	6.5%	7.5%
療育手帳	84	12.6%	15.5%	22.3%	9.7%	1.9%	17.5%	5.8%	6.8%	1.9%	2.9%	2.9%
精神障害者福祉手帳	67	1.1%	10.1%	12.4%	6.7%	2.2%	31.5%	11.2%	11.2%	2.2%	5.6%	5.6%
指定難病特定医療費受給者証	62	1.3%	14.5%	1.3%	10.5%	0.0%	30.3%	17.1%	10.5%	0.0%	11.8%	2.6%

⑦スポーツ・運動について

スポーツや運動の実施についてみると、「していない」が76.5%と多くなっています。障がい種別にみると、いずれの障がいも「していない」が7割以上を占めています。

	n(人)	している	していない	不明・無回答
全体	961	14.2%	76.5%	9.3%
身体障害者手帳	800	13.9%	75.5%	10.6%
療育手帳	84	15.5%	77.4%	7.1%
精神障害者福祉手帳	67	16.4%	82.1%	1.5%
指定難病特定医療費受給者証	62	14.5%	82.3%	3.2%

スポーツや運動をしない理由についてみると、「高齢のため」が24.9%と最も多く、次いで「障がいが高く、行動に制限がある」が21.6%、「特に理由はない」が11.5%となっています。

障がい種別にみると、知的障がいと難病患者では「障がいが高く、行動に制限がある」が、身体障がいでは「高齢のため」が、精神障がいでは「スポーツ・運動が好きではない」がそれぞれ最も多くなっています。

	n(人)	忙しくて時間がない	障がいが高く、行動に制限がある	高齢のため	身近に場所や施設がない	仲間がない	指導者がいない	お金がかかる	スポーツ・運動が好きではない	機会がなかった	その他	特に理由はない	不明・無回答
全体	775	5.1%	21.6%	24.9%	7.5%	4.3%	1.8%	4.4%	6.3%	6.0%	4.3%	11.5%	2.2%
身体障害者手帳	604	5.0%	22.9%	29.5%	6.7%	2.8%	1.3%	3.8%	4.4%	5.3%	3.7%	12.2%	2.4%
療育手帳	65	5.3%	17.7%	3.5%	10.6%	13.3%	5.3%	6.2%	14.2%	10.6%	5.3%	7.1%	0.9%
精神障害者福祉手帳	55	4.9%	9.8%	9.8%	11.8%	10.8%	2.0%	9.8%	12.7%	10.8%	5.9%	8.8%	2.9%
指定難病特定医療費受給者証	51	5.6%	29.6%	22.5%	5.6%	0.0%	1.4%	1.4%	8.5%	1.4%	8.5%	14.1%	1.4%

⑧安心して暮らせるまちづくりについて

緊急時に支援してほしいことについてみると、「災害情報を知らせてほしい」が14.6%と最も多く、次いで「必要な治療や薬を確保してほしい」が13.8%、「避難場所の設備（トイレ・段差など）を整備してほしい」が11.7%となっています。

障がい種別にみると、身体障がいと難病患者では「災害情報を知らせてほしい」が、知的障がいでは「避難場所で障がいの内容、程度に応じた支援をしてほしい」、精神障がいでは「必要な治療や薬を確保してほしい」がそれぞれ最も多くなっています。

	n (人)	災害情報を知らせてほしい	必要な治療や薬を確保してほしい	避難場所までの行き方を分かりやすく案内したり、教えてほしい	地域の人などに避難時の声かけをしてほしい	避難場所までの避難を支援してほしい	避難場所で障がいの内容、程度に応じた支援をしてほしい	手話やイラストなどで、コミュニケーションがとれるようにしてほしい	避難場所の設備（トイレ・段差など）を整備してほしい	災害などの非常事態になった後の相談体制を整えてほしい	市役所が安否確認の必要な人をあらかじめ把握しておいてほしい	避難場所での生活に特別な配慮や工夫を行ってほしい	特にない	その他	不明・無回答
全体	961	14.6%	13.8%	5.7%	7.1%	7.3%	9.6%	0.9%	11.7%	6.3%	6.3%	9.1%	3.5%	0.5%	3.6%
身体障害者手帳	800	14.7%	13.7%	5.5%	7.5%	7.3%	9.5%	0.9%	12.1%	5.9%	6.1%	8.9%	3.3%	0.6%	3.9%
療育手帳	84	12.2%	10.2%	6.9%	6.1%	6.5%	14.7%	2.0%	8.6%	7.8%	8.2%	10.2%	2.9%	0.8%	2.9%
精神障害者福祉手帳	67	13.5%	18.5%	7.3%	4.5%	5.6%	7.3%	0.6%	11.8%	7.3%	5.6%	9.0%	6.7%	0.0%	2.2%
指定難病特定医療費受給者証	62	17.0%	16.0%	3.7%	6.4%	9.0%	6.4%	0.0%	11.2%	8.0%	7.4%	9.6%	3.7%	0.0%	1.6%



住みよいまちづくりのために必要なことについてみると、「何でも相談できる窓口をつくるなど、相談体制の充実」が15.3%と最も多く、次いで「サービス利用の手続きの簡素化」が13.1%、「行政からの福祉に関する情報提供の充実」が10.0%となっています。

障がい種別にみると、身体障がい、精神障がい、難病患者では「何でも相談できる窓口をつくるなど、相談体制の充実」が、知的障がいでは「サービス利用の手続きの簡素化」がそれぞれ最も多くなっています。

	n(人)	何でも相談できる窓口をつくるなど、相談体制の充実	サービス利用の手続きの簡素化	行政からの福祉に関する情報提供の充実	保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上	参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動の充実	いろいろなボランティア活動の育成	療・福祉のサービスの充実	在宅での生活や介助をしやすいするための保健・医療	リハビリ・生活訓練・職業訓練などの施設の充実	地域でともに育つための保育・教育内容の充実
全体	961	15.3%	13.1%	10.0%	5.5%	2.7%	1.2%	9.9%	3.4%	1.6%	
身体障害者手帳	800	15.8%	13.5%	10.2%	5.5%	2.4%	1.2%	10.4%	3.4%	1.4%	
療育手帳	84	10.6%	11.3%	7.8%	6.4%	6.4%	1.1%	6.0%	3.2%	3.2%	
精神障害者福祉手帳	67	15.3%	12.7%	11.1%	4.2%	2.1%	0.5%	9.0%	4.2%	1.1%	
指定難病特定医療費受給者証	62	16.2%	11.7%	9.1%	5.6%	1.5%	1.5%	11.2%	3.0%	2.5%	

	n(人)	職業訓練の充実や働く場所の確保	障がいの有無にかかわらず、住民同士がふれあう機会や場の充実	利用しやすい道路・建物など整備・改善	障がいに配慮した公営住宅や、グループホームなどの整備など、生活の場の確保	災害や緊急時の避難支援体制の整備	活動の充実	障がいのある人への理解を促すための福祉教育や広報	特にな	その他	不明・無回答
全体	961	2.5%	3.6%	6.1%	4.2%	7.6%	6.0%	2.8%	0.5%	4.1%	
身体障害者手帳	800	1.8%	3.6%	6.5%	3.3%	7.7%	5.6%	2.9%	0.3%	4.5%	
療育手帳	84	5.7%	4.6%	2.5%	10.6%	6.0%	9.6%	1.8%	0.4%	2.8%	
精神障害者福祉手帳	67	6.9%	3.7%	4.2%	4.8%	4.8%	5.8%	4.8%	1.6%	3.2%	
指定難病特定医療費受給者証	62	2.5%	1.5%	8.1%	5.1%	10.2%	5.1%	2.0%	1.0%	2.0%	

⑨権利擁護について

障がいに対する周囲の人の理解についてみると、「どちらともいえない」が46.0%と最も多く、次いで「理解が深まってきていると思う」が24.2%、「理解が深まっているとは思わない」が17.8%となっています。

障がい種別にみると、全ての障がいで「どちらともいえない」が最も多くなっています。精神障がいでは「理解が深まっているとは思わない」が「理解が深まってきていると思う」よりも高い割合となっています。

	n(人)	理解が深まってきている	理解が深まっているとは思わない	どちらともいえない	不明・無回答
全体	961	24.2%	17.8%	46.0%	12.0%
身体障害者手帳	800	24.9%	15.9%	46.7%	12.5%
療育手帳	84	25.0%	20.2%	45.2%	9.5%
精神障害者福祉手帳	67	10.4%	32.8%	44.8%	11.9%
指定難病特定医療費受給者証	62	29.0%	27.6%	40.3%	8.1%

成年後見制度の認知度についてみると、「名前も内容も知らない」が29.4%と最も多く、次いで「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」が29.0%、「名前も内容も知っている」が28.9%となっています。

障がい種別にみると、身体障がいでは「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」、知的障がいと精神障がいでは「名前も内容も知らない」、難病患者では「名前も内容も知っている」が最も多くなっています。

	n(人)	名前も内容も知っている	名前を聞いたことは知らない	名前も内容も知らない	不明・無回答
全体	961	28.9%	29.0%	29.4%	12.6%
身体障害者手帳	800	29.1%	29.6%	26.5%	14.8%
療育手帳	84	29.8%	20.2%	48.8%	1.2%
精神障害者福祉手帳	67	17.9%	31.3%	43.3%	7.5%
指定難病特定医療費受給者証	62	37.1%	30.6%	25.8%	6.5%

成年後見制度の活用意向についてみると、「わからない」が36.8%と最も多く、次いで「活用したいと思わない」が25.5%、「今は必要ないが、将来は必要に応じて活用したい」が21.5%となっています。

障がい種別にみると、知的障がいでは「今は必要ないが、将来は必要に応じて活用したい」が最も多く、難病患者では「活用したいと思わない」が、身体障がいと精神障がいでは「わからない」が最も多くなっています。

	n(人)	すでに活用している	たは必要に応じて活用し	今は必要ないが、将来	活用したいと思わない	わからない	不明・無回答
全体	961	1.6%	21.5%	25.5%	36.8%	14.6%	
身体障害者手帳	800	1.3%	19.3%	27.0%	35.5%	17.0%	
療育手帳	84	7.1%	40.5%	13.1%	38.1%	1.2%	
精神障害者福祉手帳	67	0.0%	25.4%	10.4%	56.7%	7.5%	
指定難病特定医療費受給者証	62	0.0%	21.0%	38.7%	30.6%	9.7%	

障害者差別解消法の認知度についてみると、「名前も内容も知らない」が56.1%と最も多く、次いで「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」が24.2%、「名前も内容も知っている」が9.0%となっています。

障がい種別にみると、いずれの障がいも「名前も内容も知らない」が最も多くなっています。

	n(人)	名前も内容も知っている	名前、内容を聞いたことはない	名前も内容も知らない	不明・無回答
全体	961	9.0%	24.2%	56.1%	10.8%
身体障害者手帳	800	9.3%	24.1%	54.1%	12.5%
療育手帳	84	7.1%	28.6%	61.9%	2.4%
精神障害者福祉手帳	67	3.0%	22.4%	67.2%	7.5%
指定難病特定医療費受給者証	62	14.5%	21.0%	61.3%	3.2%

⑩其他のご意見

(身体障がいの人)

- ・本人の障がいへの認識が低い。障がいが進行していることを認めないため、通院ができない。
- ・障がい者用駐車場があっても、健常者の駐車により駐車できなくて困る。
- ・手話言語条例まったく響いているひとを身近に感じません。活かしてください。
- ・訪問入浴がなくなってしまい大変不便で困っています。日光で訪問入浴を再開してほしい。
- ・市営住宅の3階に住んでいるが、階段の上り下りが大変。障がいのある人は1階にしてほしい。
- ・広報などで障がい者団体やその事務局などの活動を紹介してほしい。中途失聴者にとって仲間がいなことが非常に不安。
- ・何かあったとき避難所にはいかない。イス・ベッド生活なので、避難所では床から立ったり座ったりすることができないから。
- ・そもそも日光市の障害に関する取組が一般的に広まっているとは思えない。障害者に対するの興味はほとんど無い人が多いのが事実。その意識を変えない限り取組は意味をなさないのではないかと。このようなアンケートが、市民にフィードバックされ、有意義なものであることを祈ります。(障害の害はわざと使用。偏見はあって然るべきで必要です)

(知的障がいの人)

- ・もっと相談できる場所や、障がい者のための場が沢山あるといい。
- ・留守番を一人でさせられないため、休校や短期、長期休暇時に仕事に行けない。
- ・差別や偏見を抱えて生活している。障がいの理解が薄く、嫌がらせを受ける。本人が傷つけられて大変である。
- ・市内に子どもが短期入所できる施設が少ない。土日に預かってくれる施設も少なく、急用時など心配です。
- ・現在は健康だが、病気になった場合や高齢になった時の不安がある。
- ・公共機関の表示が難しい。案内されても分かりづらい。

(精神障がいの人)

- ・高齢になってきているので、今後のことを思うと不安がつる。
- ・障がいのある人の働ける場所をもっと増やしてほしい。A型とB型の中間のような、働く場所があってほしい。最低賃金は欲しいが、体調不良の時は休みたい。
- ・ある程度の収入のある働ける場所がない。今まで見たハローワーク求人はどれも最低賃金。障がい者雇用でも給与収入で暮らせるような、賃金の高い就職先があればいい。
- ・利用できる制度など知らないことが多いので、窓口だけでなく広報でも周知して欲しい。

3. 第2期計画の現状と課題

平成 29(2017)年度から令和 3(2021)年度の 5 年間で計画期間とする「日光市障がい者計画（第2期計画）」の内容について、基本目標の現状と課題をとりまとめました。

〔基本目標1〕「障がい」への理解、啓発及び虐待防止の推進

【現状】

障がいのある人への理解を促進するため、障がい者文化芸術展を開催したり、研修等を通じた福祉教育・人権教育の推進を行いました。また、事業者等に、合理的配慮[※]の提供を行うことを支援することで、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的に、日光市合理的配慮の提供の支援に係る助成金交付要綱を平成 30(2018)年 8 月 1 日に施行し、点字メニュー作成等のコミュニケーションツール作成事業、折りたたみ式スロープの購入などの物品購入事業等に助成金を交付しました。

東京都が作成し栃木県でも導入して発行している、障がいのある人などが困った時に必要な支援や配慮を周囲の人に伝えるためのヘルプマークや、日光市で作成しているヘルプカードを配布しました。その他、栃木県の事業である、障がいのある人などの歩行に配慮するための、おもいやり駐車スペース利用証を交付しました。

日光市障がい者虐待防止センターでは、24 時間体制で虐待に関する通報や届出の受理、支援などを通じ、虐待の未然防止や早期発見を行いました。

【課題】

障がいのある人への不当な差別的扱いの禁止と合理的配慮の提供を定めた「障害者差別解消法」について、アンケート結果を見ると半数の人が「知らない」となっているため、市民の障がいに対する理解促進や、合理的配慮と差別に関する周知が必要となります。

おもいやり駐車スペースの利用については、駐車場を必要とする障がいのある人が、車を止められず困っている状況がみられます。おもいやり駐車スペースの利用マナーの向上のための広報活動や、利用証の使用についての適切な周知が必要となります。

また、成年後見人制度については、広報紙や相談時に周知していますが、認知度は低く、啓発や広報活動に取り組まなければなりません。また、障がいのある人への虐待の未然防止に向けた意識啓発が求められるなど、障がいのある人の権利擁護についても、引き続き取り組む必要があります。

※合理的配慮とは？

障がいのある人の人権が、障がいのない人と同じように保証されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせて行われる配慮のことです。

行政や事業者に対して、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者は対応に努めること）を求められています。

〔基本目標2〕 地域での自立生活への支援

【現状】

通院が必要な重度の障がいのある人へ、経済的負担を軽減するために医療費の助成を行ったり、障がいのある人の暮らしを支援するため、日常生活に必要な用具を購入する費用を助成しました。また、指定難病特定医療費受給者証及び小児慢性特定疾患医療費受給者証をお持ちの方には、指定難病見舞金を支給しました。

障がいのある人やご家族、支援者からの相談窓口として「日光市障がい者相談支援センター」を設置し、平成30(2018)年4月には「日光市障がい者基幹相談支援センター※」を整備し、福祉に関するさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスなどの利用支援を行うとともに、関係機関との連絡調整を行い、地域における生活を支援し、自立支援や社会参加などのサポートを行いました。また、障がいのある人の「親亡き後」への不安の対応や、多様化するニーズに的確に対応するため平成29(2017)年12月に「日光市地域生活支援拠点※」を整備し、相談体制や緊急短期入所などに対応しました。

障がいのある人の就労に関しては、福祉サービス施設などに通所する在宅の障がいのある人に対して、通所に要する費用を助成することで経済的な負担を軽減し、障がいのある人の自立と社会参加の促進につなげました。また、障がい者就労支援施設に対する業務の発注などを積極的に推進している企業や団体を「日光市障がい者就労支援施設協力企業」と認定し、表彰をしました。

【課題】

障がい者相談支援センターを設置し相談事例などに対応していますが、高齢化や障害者手帳所持者の増加に加え、発達障がいや高次脳機能障がい、難病を抱えている人など、障がいの種類は多様化してきています。さらなる、相談支援員のスキルアップが必要となってきます。

障がいのある人の雇用に関しては、令和3(2021)年3月から「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」により障がいのある人の法定雇用率が引き上げになり、障がいのある人の働く場所が拡充されましたが、まだ雇用率は低く、障がいのある人の就労意欲を尊重しながら、雇用率の向上につながる支援が必要となります。また、福祉的就労(A型・B型)での賃金や工賃はまだ低額のため、今後は福祉的就労の場における新たな商品開発や、共同受注、販路の拡大などの支援も必要となります。

地域生活支援拠点については、親亡き後に備え、入所施設や自宅で暮らす障がいのある人の自立生活を推進するため、グループホーム等の体験の機会や場の提供を整備しましたが、利用者はまだ少なく、今後も周知を図ります。

※基幹相談支援センターとは？

相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障がいの種別に関わらず、総合的・専門的な相談や情報提供・助言、障がい福祉サービス事業所や関係機関などとの連絡調整等を行います。

※地域生活支援拠点とは？

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に沿って、地域で障がいのある人やその家族が安心して生活するため、相談の受付、緊急時の受入れ、体験の機会、人材の確保・育成、地域の体制づくり等を実施する施設です。

〔基本目標3〕安全・安心な生活環境の推進

【現状】

市では、障がいのある人や高齢者の避難行動要支援者名簿への登録を推進しており、名簿登録に同意いただいた方の情報を、民生委員、自治会、自主防災組織、警察、消防機関など、いざというときに避難を支援してくれる方に提供しました。避難行動要支援者名簿に登録することで、災害時の避難連絡や避難誘導に関する支援が受けられること、また平常時にも支援者との交流が生まれることや、防災や避難に関する情報を受けやすくなることなど、安全・安心な生活につながります。

平成30(2018)年4月1日に、手話が言語であるとの認識に基づき、手話を使用することができる環境を整えることにより、全ての人が心を通わせ、理解し合える地域社会の実現を目指し「日光市手話言語条例」を施行しました。手話を身近に感じてもらえるよう、毎月季節にあった手話を広報紙に掲載し、手話動画を作成するなど、手話への理解や普及などに取り組みました。意思疎通を図ることに支障がある聴覚障がいのある人には手話通訳者を派遣し、また日光市議会では、手話通訳を希望する方から事前に申し込みがあれば手話通訳者を配置するなど、意思疎通支援を実施しました。また、聴覚や発話に障がいのある人に対して、緊急時に携帯電話から簡単に119番通報ができるNET119*の普及に努めました。

また、障がいのある人が安心して移動できるように、市内にある福祉事業所と共同で日光バリアフリーマップを作成し配布しました。バリアフリーマップは、障がいのある人だけでなく、観光客や高齢の方、お子様連れの方にも利用していただきました。

その他、感染対策のため市内の福祉事業所に手指消毒液など衛生物品を提供しました。

【課題】

災害が迫ってきからの避難は危険が伴います。災害時にスムーズに避難支援を受けられるように、事前に避難行動要支援者名簿への登録をお願いしていますが、なかには同意が得られない場合があります。災害に対する大切な備えとして、名簿登録率を上げる必要があります。NET119については周知不足なところもあるので、今後も周知を図ってまいります。

手話言語条例については、アンケート調査のご意見に「手話言語条例を活かしてほしい」とありました。日光市手話言語条例の基本理念に基づき、手話に対する理解促進及び普及のため、啓発活動や、手話を学びやすい環境を整備する必要があります。

※NET119とは？

119番通報が困難な聴覚・言語機能に障がいのある人が、スマートフォンなどから通報用Webサイトにアクセスして（事前登録制度）、円滑に通報できるシステムです。

〔基本目標4〕 生きがいのある生き方への支援

【現状】

支援が必要な児童を把握するため、健康課が実施する乳幼児健診、幼児相談等の母子保健事業により、支援が必要な児童の早期発見に努めています。健診や様々な機会を通じて保護者へ寄り添いながら特性を理解してもらうことで、必要な療育につなぐことが出来るよう支援しています。また、こども発達支援センターつばさ園において、ことばや発達に遅れのみられる就学前の児童に対して、幼少期から発達支援を行っています。児童生徒の学びについては、本人及び保護者、学校や教育委員会とで適切な学びの場を検討することにより、特別支援学級などで指導を行っています。

障がいのある人や家族間の親睦の機会の創出と、障がい者福祉の向上を図り障がい者団体の活性化に向けた支援を行うため、運営に係る経費の一部を補助したり、世界的・全国的な規模のスポーツ大会に出場する方には激励金を贈呈しています。

また、重度の障がいのある人の日常生活や社会参加を支援するためタクシー券を配付し、障がいのある人の行動範囲の拡大を図りました。

【課題】

支援が必要な児童の行動やコミュニケーションの障がいは、疾患や障がいの中でも、保護者が受け入れることの難しさがあるため、今後も細やかなサポートが必要となります。

児童生徒の学校教育終了後、相談支援事業者や障がい福祉関係機関等との連携が課題となりますが、切れ目のない支援を行うために、どのような手続きが必要なのかなど不透明な部分があるため、ライフステージに応じたガイドブックの作成や、連携体制の強化が必要となります。

生きがいづくりなどのため、県内の身体・知的障がい者を対象とした「栃木県障害者スポーツ大会」や「県障害者文化祭（カルフルとちぎ）」が開催されますが、日光市からの参加者は少ない状況です。今後も周知を図ってまいります。



第3章 計画の理念と体系

1. 基本理念

本市におけるまちづくり計画の上位計画である「第2次日光市総合計画」では、障がい者福祉の分野において、住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりを目標に掲げ、障がいのある人もない人も、地域のなかで共に参画しながら、いきいきと安心して暮らせるよう、「ソーシャル・インクルージョン」の理念に基づいたまちづくりを目指しています。

また、本市の福祉に関連する計画を包括する「第3期日光市地域福祉計画・第3期日光市地域福祉活動計画」では、市民同士が自主的に地域活動に参加し、住み慣れた地域で幸せを感じて“ニッコリ”と笑顔で生活し、また、市民同士の地域のふれあいと、日光市の未来を描き発展させていくまちづくりを、市民の皆さんと市が対話を重ね、心を感じながら一体となって進めていくことをイメージし、「市民が“ニッコリ”助け合い、“心を感じるまち”日光」を基本理念として設定しています。

そこで、「第2次日光市総合計画」における「ソーシャル・インクルージョン」の考え方を基本とした上で、「第3期日光市地域福祉計画・第3期日光市地域福祉活動計画」との整合性を図り、本市を訪れる人も含め、誰もが幸せを感じ、障がいのある人もない人も“ニッコリ”と笑顔で生活し、対話を重ね心を感じながら一体となり進んでいけるよう、本計画の基本理念を次のとおり定めます。

市民が“ニッコリ”助け合い、“心を感じるまち”日光

2. 施策の体系

基本理念 市民が“ニッコリ”助け合い、“心を感じるまち”日光

基本目標1 「障がい」への理解、啓発及び虐待防止の推進

(1) りかい 理解・啓発活動の推進

(2) まもる 差別解消・権利擁護の推進

基本目標2 地域での自立生活への支援

(1) けんこう 保健・医療の支援

(2) そうだん 相談の支援

(3) ぐらし 福祉サービスの支援

(4) はたらく 就労の支援

(5) おかね 経済的負担の支援

基本目標3 安全・安心な生活環境の推進

(1) あんしん・みまもり 防災・見守り体制の推進

(2) いどう・つながり 情報提供・意思疎通の推進

基本目標4 生きがいある生き方への支援

(1) きづく・つながる 早期発見・早期療育の支援

(2) まなぶ・そだつ 保育・教育の支援

(3) いきがい 交流・生きがいの支援

第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ 「障がい」への理解、啓発及び虐待防止の推進

【基本方針】

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、様々な障がいに対する理解の促進と、差別の解消、合理的配慮の提供、障がいの有無にかかわらず、市民が互いに人格と個性を尊重し合う地域を築きます。

また、障がいのある人に対する虐待を未然に防止するための意識啓発に努めるとともに、虐待を早期に発見するためのチェック機能を強化し、迅速な対応を行います。

【推進に向けた取り組み】

(1) りかい《理解・啓発活動の推進》

■ 広報やホームページを通じた障がいに関する情報提供

広報にっこうや市のホームページに、障がい福祉に関することや、障がい者団体に関する記事を掲載し、啓発・広報に努めます。また、広く市民に向け「障がい」に関する情報提供を行うとともに、障がい者文化芸術展や障がい者週間などにおいて、啓発活動を推進します。

■ 学校における福祉教育の推進

学校現場における障がいの理解を深めてもらうよう、情報発信してまいります。

■ 市役所職員の福祉教育の徹底

障がい福祉関係の職場研修を実施し、障がいに対する理解を深め、職員の質の向上に努めます。

■ パンフレット等の配布による啓発

障がい福祉サービスの制度や内容等をパンフレットなどを通じて、市民や学校等に周知を図ります。

■ おもいやり駐車スペース利用証・ヘルプマーク・ヘルプカードの広報啓発

障がいのある人が困ったときに利用できるよう周知、配付に努め、おもいやりのあるまちづくりを目指します。



(2) まもる《差別解消・権利擁護の推進》

■ 差別解消の推進

障がい者を理由とする差別の解消を推進することを目的に、点字メニュー作成等のコミュニケーションツール作成事業や物品購入事業、イベント等への手話通訳派遣事業に助成金を交付します（日光市合理的配慮の支援に係る助成金）。

■ 虐待等への的確な対応のための体制整備

日光市障がい者虐待防止センターで、24 時間体制の虐待に関わる通報や届け出の受理、支援などを通じて、虐待の未然防止や早期発見に努めます。

■ 虐待防止のための関係者に対する意識啓発

障害者虐待防止法により、虐待を発見した場合通報が義務付けられていることから、住民並びに関係者へ周知を図ります。

■ 見守り体制の充実

地域や民間の協力事業所等との連携を通じ、見守り体制を強化します。

■ 権利擁護に関する周知と利用促進

障がいのある人の権利を守るため、成年後見人制度[※]の周知及び制度利用のための支援を行います。

※成年後見制度とは？

成年後見制度とは、判断能力が不十分なため契約等の法律行為を行えない人を後見人等が代理し、必要な契約等を締結したり財産を管理したりして本人の保護を図るものです。



基本目標 2 地域での自立生活への支援

【基本方針】

障がいのある人が、身近な地域で自立して生活することができるよう、経済的支援や、適切な在宅サービスの利用促進など、地域生活を支えるサービスの充実に努めます。また、障がいの種類や程度に加え、親亡き後への不安の対応など、多様化するニーズに的確に対応することができる相談体制づくりや、専門的人材の確保・育成等によるサービスの質の向上を目指します。

また、障がいのある人それぞれが希望する働き方を実現でき、その能力を最大限に発揮することができるよう就労支援に取り組むほか、工賃の向上・就労定着支援など、安心して働き続けることができるよう支援します。

【推進に向けた取り組み】

(1) けんこう《保健・医療の支援》

■ 医療費の助成等による負担軽減

重度の障がいがあり、通院が必要な人への経済的負担を軽減するため、医療費等の助成を行います。

■ 精神障がいのある人への支援

長期にわたる治療の継続を支援し、疾病の悪化を防ぐため自立支援医療（精神通院）や、精神障がいのある人への医療費助成について周知を図ります。

■ 医療的ケアが必要な障がい児への支援

医療的ケア児の人数やニーズを把握し、必要な支援を円滑に受けられるよう努めます。

■ 難病患者への支援

指定難病特定医療費受給者証及び小児慢性特定疾患医療費受給者証をお持ちの方には、本人やご家族の支援のため、指定難病見舞金を支給します。また、在宅療養の難病患者の生活支援のため、必要な福祉サービスの利用支援や日常生活用具の給付等を行います。

■ 感染症等に係る対策

保健所等の関連機関と連携し、障がいのある人やご家族、福祉事業所等への情報提供や収集、相談対応に努めます。

(2) そうだん《相談の支援》

■ 相談支援の充実

日光市障がい者基幹相談支援センター及び日光市障がい者相談支援センターにより、障がいの特性に配慮した専門的な相談窓口を確保します。また、乳幼児から成人までの切れ目のないライフサイクルに沿って、相談・就労・情報発信等を行う相談支援体制を構築します。

■ 相談員の養成及び質の向上

多様化する相談ニーズに対応するため、相談支援専門員・計画相談員などの資質の向上、専門的知識の習得を図ります。

■ 自立支援協議会の活動

多分野にわたる関係機関で構成される「日光市障がい者自立支援協議会」を中心として、地域における様々なニーズや課題についての情報共有や協議を行います。

(3) くらし《福祉サービスの支援》

■ 各種サービス・制度の普及と利用促進

障がい福祉計画・障がい児福祉計画に基づき、利用者が適切なサービスを受けることができるように、障がいのある人のニーズ、社会的資源を的確に把握するとともに、社会的資源の整備促進と質の向上を図ります。

■ 地域生活支援事業の充実

相談支援事業・意思疎通支援事業・日中一時支援事業・移動支援事業・各種地域生活支援事業の円滑な実施を務め、利用者のニーズに即したサービスの充実を検討します。

■ 地域生活支援拠点の充実

機能1（相談）

・障がいのある人への、地域生活を支援するための総合調整を図るコーディネートや緊急時の相談や支援を行います。

機能2（緊急時の受入れ・対応）

・介助者の急病や障がいのある人の状態変化等の場合に備え、緊急受け入れや関係機関との連絡調整等、必要な対応を行います。

機能3（体験の機会・場の提供）

・親亡き後に備え、入所施設や自宅で暮らす障がいのある人の自立支援を推進するため、グループホーム等の体験の機会や場の提供を行います。

機能4（専門的人材の確保・育成）

・医療的ケア、行動障がいや重度化した障がいのある人に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や人材育成を行います。

機能5（地域の体制づくり）

・地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行います。

(4) はたらく《就労の支援》

■ 福祉的就労及び一般就労支援の推進

一般就労への移行支援や福祉的就労の場の提供など、一人ひとりの希望に応じた就労機会の充実に努めるとともに、一般企業が障がい者雇用を推進することができるよう、関係機関との連携強化を行います。また、福祉的就労については、事業所の増加につながるよう誘致に関する取組を強化し、障がいのある人の働く場所の確保など、就労環境の充実に図ります。

■ 就労後の相談・支援体制の充実

就職後も安心して働き続けることができるよう、就労後のトラブルや悩みごとの相談に応じる体制の整備や、企業における障がいへの理解の浸透に取り組みます。

■ 工賃アップに向けた支援

事業所の意識向上を図るとともに、事業所のニーズに対応し、独自の商品等の開発や改善、販路の拡大を支援します。また、福祉事業所の製品を市役所で販売できるスペースを確保します。その他、農業と福祉の連携を推進し、働く場の創出や工賃アップ、一般就労へとつなげられるよう取り組みます。

■ アビリンピック※参加者への支援

出場する選手に激励金を贈呈し、優秀な成績が出るよう応援します。

■ 障がい福祉事業所における共同・新規受注の開拓

就労施設や在宅で働く障がいのある人の経済的な安定に向けて、共同受注事務局だいちを強化するとともに、民間企業や官公庁等からの受注業務の開拓を行います。

■ 優先調達※の推進

障害者優先調達推進に基づき、障がい福祉施設からの物品・サービスの優先調達を推進します。

※アビリンピックとは？

大会の正式な名称は「全国障害者技能競技大会」ですが、親しみやすいものとするため、愛称として「アビリンピック」を使っています。

障がいのある人が、日頃培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々に障がいのある人に対する理解と認識を深めてもらい、その雇用の促進を図ることを目的として開催しています。

※優先調達とは？

福祉施設や在宅で働く障がいのある人の経済面の自立を進めるため、国や市町村などの公的機関が、物品やサービスを調達する際に、福祉施設等から優先的・積極的に購入することを推進することです。

(5) おかね《経済的負担の支援》

■ 各種福祉手当の周知

心身機能の維持向上にかかる医療費の負担や、就労継続の難しさ、工賃の低さなどを背景に、経済的な不安や困難を抱える障がいのある人が多くなっています。そのため、経済的な負担軽減に向け、各種制度や手当の周知と利用促進に取り組みます。

■ 各種減免制度の周知

税金の免除のほか、公共交通機関等の運賃、NHK放送受信料、携帯電話基本使用料等の各種割引や減免制度の周知、普及に努めます。



基本目標 3 安全・安心な生活環境の推進

【基本方針】

障がいのある人が、安全な日常生活を送り、社会活動を行うことができるよう、日常的な地域における見守り活動や、災害時における障がいのある人に配慮した防災対策など、緊急時の助け合い体制を構築します。

また、障がいのある人が生活に必要な最新情報を入手するためや、必要なときに必要な情報を手に入れることができるよう、広報の音訳や点訳、ホームページ機能の強化などによる効果的な情報提供を行います。

その他、障がいのある人が快適に日常生活を営むことができるよう、ニーズに応じた移動支援・行動支援の提供や市内のハード面・ソフト面のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進を行います。

【推進に向けた取り組み】

(1) あんしん・みまもり《防災・見守り体制の推進》

■ 防災に関する知識の普及と防災意識の向上

障がいのある人をはじめとする、一人で避難することが困難な方は、災害時において特別な配慮が求められます。そのため、地域住民と協力した支援を行うことができるよう、防災意識の普及に努めます。

■ 避難行動要支援者への支援体制の充実

障がいのある人や高齢者の避難行動要支援者名簿の登録を推進します。名簿登録に同意いただいた方の情報を、民生委員、自治会、自主防災組織、警察、消防機関など、いざというときに避難を支援してくれる方に提供し、緊急時の対応に備えます。

■ 緊急時のシステムの周知・普及

聴覚や発話に障がいのある人でも携帯電話から簡単に119番通報することができる「NET119」や、国が整備する通訳オペレーターを介して電話で即時につながるができる「電話リレーサービス※」の周知・普及を図り、緊急時の対応を充実させます。

■ 見守り体制の充実

障がいのある人への日頃の見守り活動として、地域や民間の協力事業所等との連携による日頃の見守り体制の充実を図ります。

■ 安全な歩行のための整備

安心安全な歩行空間の確保ができるよう、歩道の段差解消や点字ブロックなどの整備を推進するよう働きかけます。また、点字ブロックの上や周辺に物を置かないよう広報紙や市のホームページにより周知し、住民一人ひとりのマナーを向上させるよう努めます。



(2) いどう・つながり《情報提供・意思疎通の推進》

■ ボランティア・NPO活動への支援

ボランティア団体やNPO団体など、障がいのある人への手助けを行う団体が障がい福祉の担い手として活躍することができるよう、ボランティア・NPOの障がいのある人に対する理解を促進するとともに、ボランティアの活動状況を把握し、育成や活動への支援を充実します。

■ 公共施設・民間施設のバリアフリー、ユニバーサルデザイン※化の推進

障がいのある人の行動範囲を広げ、社会参加を促進するとともに、国内外から本市を訪れる障がいのある人をより円滑に受け入れることができるよう、公共施設・民間施設をバリアフリーやユニバーサルデザイン化に進めるよう働きかけます。

■ 障がいのある人に配慮した広報の充実

広報にっこうは、誰もが「見やすく」「読みやすい」ユニバーサルデザインフォントを使用して作成します。また、市内ボランティア団体によって、声の広報と点字広報を作成します。

■ コミュニケーションツールの普及啓発

障がいを理由に情報の入手に困難を感じることがないように、手話を含めた様々なコミュニケーション手段の普及啓発を行うとともに、意思疎通が困難と感じている人の実態把握と支援策の検討に努めます。

■ バリアフリーの推進

現状のバリアフリーマップに加え、ユニバーサルデザインやバリアフリーを考慮した施設に関するパンフレットや地図の作成を、関係機関に働きかけます。

※電話リレーサービスとは？

聴覚や発語に困難がある方ときこえる方を、通訳オペレーターが手話・文字と音声とを通訳することにより、24時間365日、電話で双方向につなぐサービスです。

※ユニバーサルデザインとは？

すでにある障壁（バリア）を取り除く「バリアフリー」の考え方とは異なり、あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいように配慮された生活環境や施設、製品などのことです。

基本目標4 生きがいある生き方への支援

【基本方針】

障がいの早期発見・早期治療につながるきめ細かなサポート体制を構築し、障がいの特性に応じた教育・療育や保護者の負担軽減など切れ目のない支援を行うとともに、障がいのある人が、一人ひとりの個性や能力を最大限に発揮し、いきいきと自分らしく生活することができるよう、生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動の支援を強化します。

【推進に向けた取り組み】

(1) きづく・つながる《早期発見・早期療育の支援》

■ 幼児期からの早期療育体制の充実

障がいのある子どもの成長・発達には、乳幼児期から学童期に至るまでの早い段階で障がいを発見し、適切な療育につなげることが重要となっています。保護者が早期に療育相談や指導が受けられるように関係部署の情報連携に努め、幼児期からの早期療育体制の充実に図ります。

■ 障がいの特性に応じた支援

障がいのある子どもに対しては、ライフステージの変化に応じて、一貫した支援・指導を行うことができるよう、障がいの特性に応じた切れ目のない支援に努めます。また、ライフステージに応じたガイドブックを作成し周知を図ります。

(2) まなぶ・そだつ《保育・教育の支援》

■ こども発達支援センターにおける相談支援体制の充実

就学前の障がい児の福祉の増進を図るため、こども発達支援センターつばさ園において、療育訓練や生活指導を行います。

■ 教育相談に対応するための体制の充実

小中学校において、きめ細かい教育相談に応じられるよう、専門的機関等と連携した体制の充実に努めるよう働きかけます。

■ 専門研修の充実

障がいのある子どもが、自分の能力に応じて自分らしく生活するためには、個に応じた適切な支援を行うことができる保育・教育環境の充実が重要となります。そのため、保育や教育に関わる人の資質向上を図り、多様な障がいに対する理解を深めるために研修の機会を設けます。



(3) いきがい《交流・生きがいの支援》

■ 市の施設利用時の使用料免除

障がいのある人がスポーツ施設や文化施設を利用する際に使用料を免除し、経費負担軽減を図り利用を促します。

■ 移動手段の支援

重度の障がいがある人の日常生活や社会参加を支援するためにタクシー券を配付し、行動範囲の拡大を図ります。

■ 文化活動の推進

作品展などの開催については、機会や場所を提供するなどの支援を行い、障がいのない人との相互理解と交流を図ります。

■ 障がいのある人のスポーツの推進

栃木県で開催される障がい者スポーツ大会の周知を図り、選手を派遣します。また、世界的・全国的な大会に出場する選手に対し、優秀な成績を収めるよう激励し、障がい者スポーツの振興を図るために激励金を贈呈します。



第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

(1) 市内の連携体制の整備

障がい者施策は、保健、医療、福祉、教育、就労、生活環境など広範囲にわたるため、関係各課が連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を行います。

(2) 国や県、近隣市町との連携

計画の推進にあたっては、今後の制度の改正なども重要となることから、国や県からの情報を収集し、制度の改正などの変化を踏まえて施策を展開します。

また、専門的な知識が求められるケースや、広域的な対応が望まれるものなどについては、県や近隣市町との連携や情報交換を行い、適切な対応に努めます。

(3) 市民との協働による福祉の推進

障がい者施策を含む福祉施策においては、行政と市民や家庭、地域、学校、事業所など、様々な主体が互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら協働していくことが重要となります。そのため、地域住民の自主的な活動を広げるとともに、地域で解決できない問題に対しては行政が対応するという、「自助・共助（互助）・公助」の地域福祉の考え方にに基づき、障がい者福祉の推進を図ります。

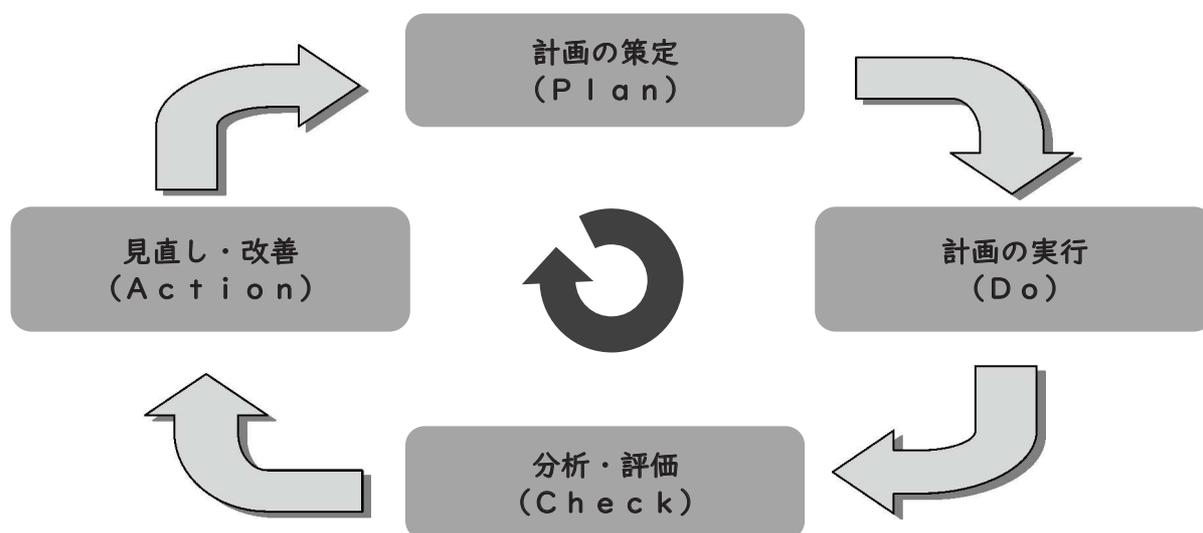
2. 計画の進行管理

計画の進行管理については、P D C Aサイクル「計画（Plan）をたて、それを実行（Do）し、実行の結果を分析・評価（Check）して、さらに計画の見直しを行う（Action）という一連の流れ」を活用します。

評価については、「障がい福祉計画（第5期）」の実績を踏まえつつ、第4章において掲げた「推進に向けた取り組み」に伴う具体的施策の実施状況や、その成果を毎年度把握することにより行います。

その内容を、日光市障がい者自立支援協議会に報告するとともに、市ホームページで公表し、各施策の課題や改善点を明らかにした上で、今後の施策の充実に活かしていきます。

■ P D C Aサイクルに基づく計画の推進





日光市障がい福祉支援マスコットキャラクター ぐーすけ&すずめ

©2020 日光市 画：日光観光大使 一葵さやか

日光市障がい者計画（第3期計画）

編集・発行：日光市健康福祉部社会福祉課

〒321-1292 栃木県日光市今市本町1番地

電 話：0288-21-5174

ファックス：0288-21-5105
